

川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 1 月 25 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市下水道条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市下水道条例（昭和 36 年川崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、「（前項の規定が適用される場合にあっては、同項に規定する水質の基準）」を削り、「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 条の 2 第 1 項中「の各号」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 2 条 川崎市下水道条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 4 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 5 条第 1 項中「行なおう」を「行おう」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 6 条及び第 7 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 8 条の 2 第 2 項及び第 8 条の 3 中「規則で」を「管理者が」に改める。

第10条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第13条第1項第1号ただし書中「使用料」の次に「の額」を加え、同項第2号中「市長」を「管理者」に改め、同項第3号中「異なる」を「異なる」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「使用料算定」を「使用料の額の算定」に改め、「中途で」の次に「公共下水道の」を加え、「中止し、又は廃止」を「休止し、若しくは廃止し、又はその使用を再開」に、「使用料は」を「使用料の額は」に、「使用日数が15日を超えるときは、1月とみなし、15日以内のものについては、基本額は、月額の2分の1と」を「使用期間を1月とみなして算定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その月における使用日数が15日以内であるときの基本額は、

第12条の表中の基本額に2分の1を乗じて得た額として算定する。

第13条第3項中「3倍以内の」を「額の3倍以内の額の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(水道水を使用した場合の使用料の額の算定)

第13条の2 水道水を使用した場合の使用料（前条第1項第3号に該当する場合の使用料を除く。以下本条において「使用料」という。）の額は、水道メーターを実際に検針した日（以下「検針日」という。）における水道の使用水量により、検針日の属する月分及びその前月分として算定する。

この場合において、水道の使用水量は各月均等とみなして算定する。

2 前項の規定にかかわらず、水道水を使用した場合において、水道メーターの検針の基準日を1月ごとに設定しているときは、検針日における水道の使用水量により、検針日の属する月分として使用料の額を算定する。

3 前条第2項及び前2項の規定にかかわらず、水道の使用を開始した場合の使用料の額は、水道の使用を開始した日以後の最初の検針日における水道の使用水量により、次の各号に掲げる水道の使用を開始した日から当該検針日までの日数の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

(1) 15日以内 使用期間を1月とみなして、第12条の規定により算定した額。ただし、基本額は、同表中の基本額に2分の1を乗じて得た額として算定する。

(2) 16日以上30日以内 使用期間を1月とみなして、第12条の規定により算定した額

(3) 31日以上45日以内 使用期間を2月と、水道の使用水量を各月均等とみなして、第12条の規定により算定した額。ただし、2月のうち1月の基本額は、同表中の基本額に2分の1を乗じて得た額として算定する。

(4) 46日以上 使用期間を2月と、水道の使用水量を各月均等とみなして、第12条の規定により算定した額

4 前条第2項並びに第1項及び第2項の規定にかかわらず、水道の使用をやめた場合の使用料の額は、水道の使用をやめた日以後の最初の検針日における水道の使用水量により、前項各号に掲げる水道の使用をやめた日前の最後の検針日の翌日から水道の使用をやめた日までの日数の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

5 第3項の規定は水道の給水の停止を解除した場合の使用料の額について、前項の規定は水道の給水を停止した場合の使用料の額について、それぞれ準用する。

第14条の見出し中「方法」を削り、同条第1項を次のように改める。

水道水を使用した場合（第13条第1項第3号に該当する場合を除く。）の使用料は、管理者が期限を指定して、2月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要があると認める場合は、1月ごとに又は隨時に徴収する。

第14条第2項を削り、同条第3項中「水道水」の次に「を使用した場合（第13条第1項第3号に該当する場合に限る。）並びに水道水」を加え、「市長」を「管理者」に、「それぞれ計算」を「、それぞれその額を算定」に、「規則で定めるところによりこれ」を「管理者が期限を指定して、これらの使用料」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 使用者は、前2項の期限内に使用料を納付しなければならない。

第14条第4項中「その者」を「、その者」に改める。

第15条及び第16条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項中「の各号」を削り、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第18条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第18条の2中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第19条から第21条までの規定及び第23条から第26条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第28条第1項中「市長」を「管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第29条中「市長」を「管理者」に改める。

第29条の2中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第30条第1項中「の各号」を削り、同条第2項ただし書中「市長」を「管

理者」に改める。

第31条中「市長」を「管理者」に改め、「使用料」の次に「の額」を加える。

第32条第1項中「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第33条第1項及び第35条中「市長」を「管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において改正後の条例の規定により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

製造業又はガス供給業の用に供する施設から入江崎処理区及び加瀬処理区に排除される下水の水質の基準を緩和すること、水道水を使用したときの下水道使用料の算定方法をより明確にすること等のため、この条例を制定するものである。